

火災等の概要

(1) 火災の概要

発生日時:平成25年2月8日(金) 覚知19時43分
 発生場所:長崎県長崎市東山手町6-16 グループホームベルハウス東山手
 被害者:死者5人、負傷者7人

(2) 建物の概要

構造:鉄骨造一部木造
 階数:4階建て
 用途:複合用途(グループホーム、事務所、住宅)
 延べ面積:581.85㎡(グループホームは1~2階、約260㎡)
 築年:昭和41年(確認済証交付日)

(3) 建築基準法令違反

平成22年4月6日(平成22年3月のグループホーム火災を受けた長崎市による緊急点検)
 ・非常用出入口の高さ不足、防火戸の不備の違反を発見。違反事項を指摘。
 平成22年9月6日(長崎市による現地再確認)
 ・非常用出入口の是正確認。
 ・防火戸の不備を再確認。改善を指示(口頭)。対応後に違反建築物是正完了報告書を提出することを指示。

認知症高齢者グループホームにおける違反是正の経緯

- ・平成22年3月13日に札幌市で発生したグループホーム火災を受けて緊急点検を実施し、その後もフォローアップ調査を実施。
- ・フォローアップ調査結果(平成24年12月7日公表、平成24年9月30日時点)

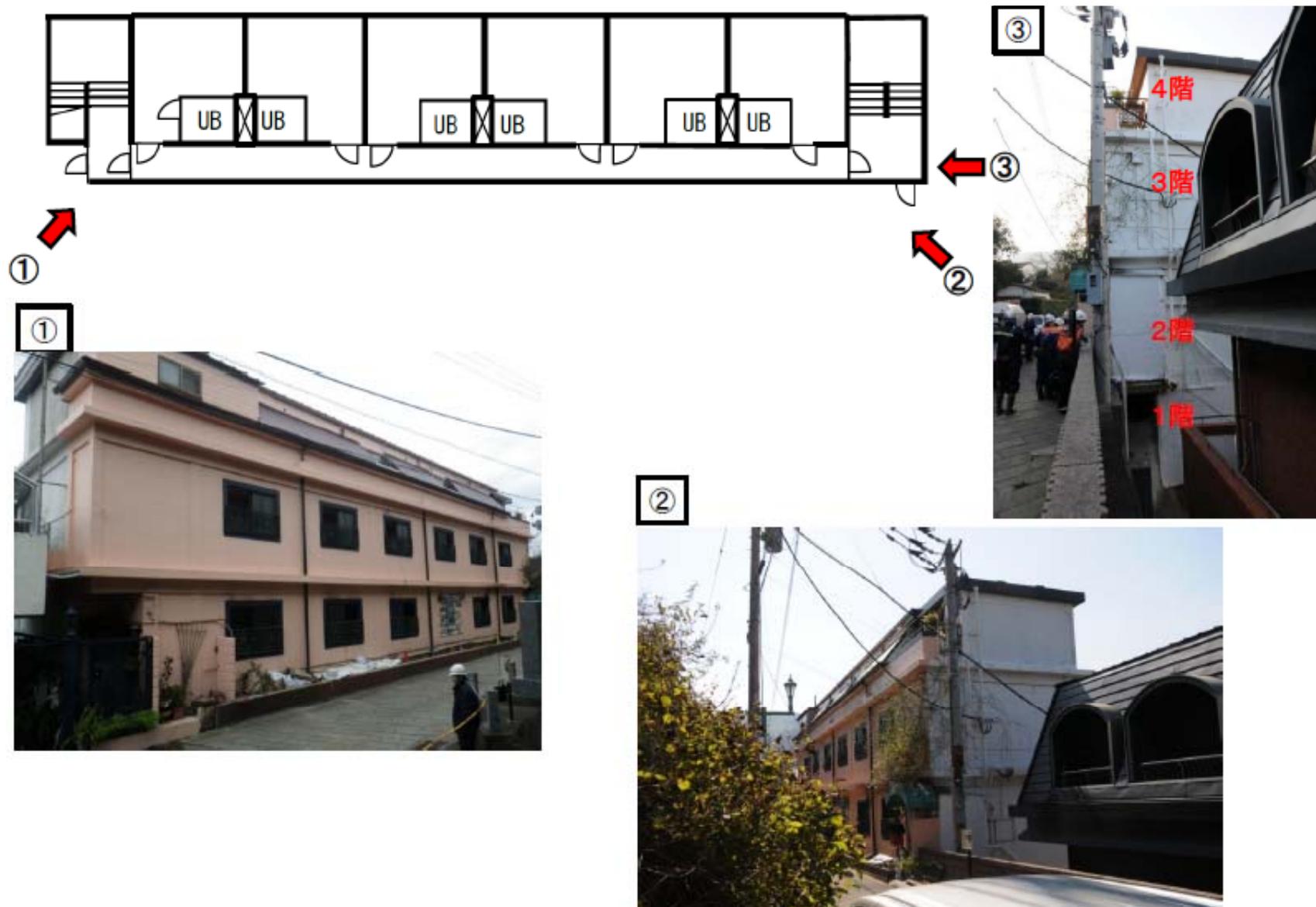
		件数
認知症高齢者グループホームの件数	点検済みのものの件数	9,969件
	建築基準法令(防火・避難関係規定)に関する違反を、これまでに把握したものの件数	9,873件
	是正済みのものの件数	1,551件
	違反未是正のものの件数	882件
		669件

※長崎市の「グループホームベルハウス東山手」は、違反未是正物件の669件に含まれる。

今回の火災を受けた対応

- 2月12日付で特定行政庁に対し未是正物件※について迅速な違反是正の更なる徹底を要請。
- ・すべての未是正物件について立入調査を行い、改善計画の速やかな提出を求め、その結果を3月22日までに報告すること。
 - ・正当な理由なく是正が行われないものについては、建築基準法第9条による違反是正命令を行うこと。
- ※フォローアップ調査において違反未是正のもの(669件)に加え、点検未了のものについて点検を行い違反を確認した場合はそれを含む。

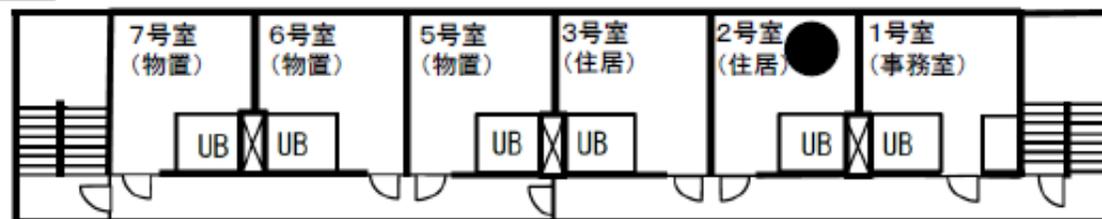
火災概要(状況写真)



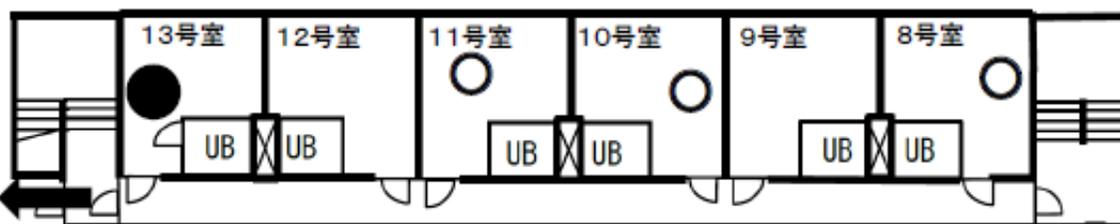
4階平面図



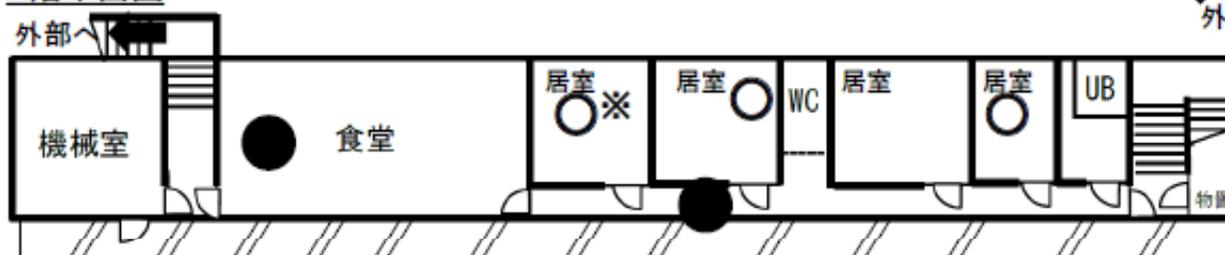
3階平面図



2階平面図



1階平面図



凡例

- 死者
- 生存者

※病院搬送時は重症であったが、その後(3月4日)に死亡

図は入所者のみを示している。火災発生時の従業員(1名)の位置は調査中。

※2階10号室付近より出火

平面図上は表記していないが、南側(図面左側)2階に駐車場、3階にサンルームの増築がある。

長崎市におけるグループホーム等の防災・安全対策に関する取組み

※平成25年3月長崎市検討プロジェクトチーム「グループホーム等の防災・安全対策(報告書)」をもとに作成

グループホーム火災事故に関する課題

行政(長崎市)としての課題

- ア 関係部局間の情報共有や協力体制などの連携が不十分
- イ 法令や指定基準に違反する事業所への指導または処分の不徹底

事業者の課題

事業者の防災・安全対策に関する意識や取組みが不十分

法や制度上(国)の課題

- ア グループホーム等におけるスプリンクラーの設置基準及び設置のための助成制度の問題
- イ 夜間の人員配置の問題
- ウ 外部評価の問題

今後の対応策

(1) 関係部局間の情報共有と協力体制の構築	改修工事等の是正が必要な事業所については、福祉部・建築部・消防局が連携し、事業者と一体となって改善策について協議や検討を行い、利用者の安全性が確保できる状態まで是正ができるよう取り組むものとする。 各部局の事業所への指導・協議状況について、情報提供連絡表を活用し情報を共有する。
(2) 事業者への指導の徹底	各部局が相互に連絡調整及び情報共有を図るとともに、連携した是正指導を行う。建築基準法に違反し、是正がなされない事業者については、指導→是正勧告→是正命令を行い、従わない場合は指定の停止や取消も視野に入れた指導を行う。
(3) 国への働きかけ	グループホーム等のスプリンクラー設置に関する面積要件の撤廃と実質的に十分な助成制度の見直し、夜間人員配置基準の見直しとそれに必要な介護報酬単価の見直し、実効性のある外部評価の見直しについて、国への要望を行う。
(4) 事業所と行政、地域の一体的な取組み	事業者に対し、避難訓練の充実や 防災・安全に係る自主点検の実施、防災物品・防災製品等の活用等について働きかけを行うとともに、行政も避難訓練や運営推進会議への出席を通じて地域との協力体制を構築する。